

お客さま各位

高岡信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、長期間ご利用のない預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、2021年5月1日以降に新規開設いただく普通預金口座および貯蓄預金口座に対して、「未利用口座管理手数料」を新設させていただきますことといたしました。

本手数料はあくまでも2021年5月1日以降に開設され、未利用の状態となった口座に対するものであり、2021年4月30日までに開設された口座や常日頃の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの口座が対象となることはございません。

記

1. 未利用口座管理手数料の引落とし対象口座

以下の条件を全て満たす口座を対象口座といたします

(1) 普通預金口座（総合口座、決済用預金口座を含む）および貯蓄預金口座
(2) 2021年（令和3年）5月1日以降に新規開設された口座
(3) 最後のお預け入れまたは払い戻し（当該口座へのお利息の組入れおよび未利用口座管理手数料の引落としは除きます）から2年以上、一度もお預け入れまたは払い戻しのご利用がない口座
(4) 残高が1万円未満の口座
(5) 同一店舗にお借入れがないこと
(6) 同一店舗に他のお預かりの金融資産（定期性預金・保険・国債等）のお取引がないこと

※紛失などでお利用を停止されている口座も対象となります。

2. 未利用口座管理手数料の引落とし

- お客さまの口座が未利用口座管理手数料の引落とし対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。（「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなします。）
- ご案内後、一定期間（約3カ月）経過後もお取引が無い場合、年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料を当該口座から自動引落させていただきます。

3. 口座の自動解約

- 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落としが不能になった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部として引落しさせていただき、この口座を自動解約いたします。
- なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用の求めには応じることができませんので予めご了承ください。

4. 改定する預金規定（改定日：2021年5月1日）

- 普通預金（決済用預金を含む）規定
- 貯蓄預金規定

※改定後の規定は[こちら](#)からご確認ください。

以上